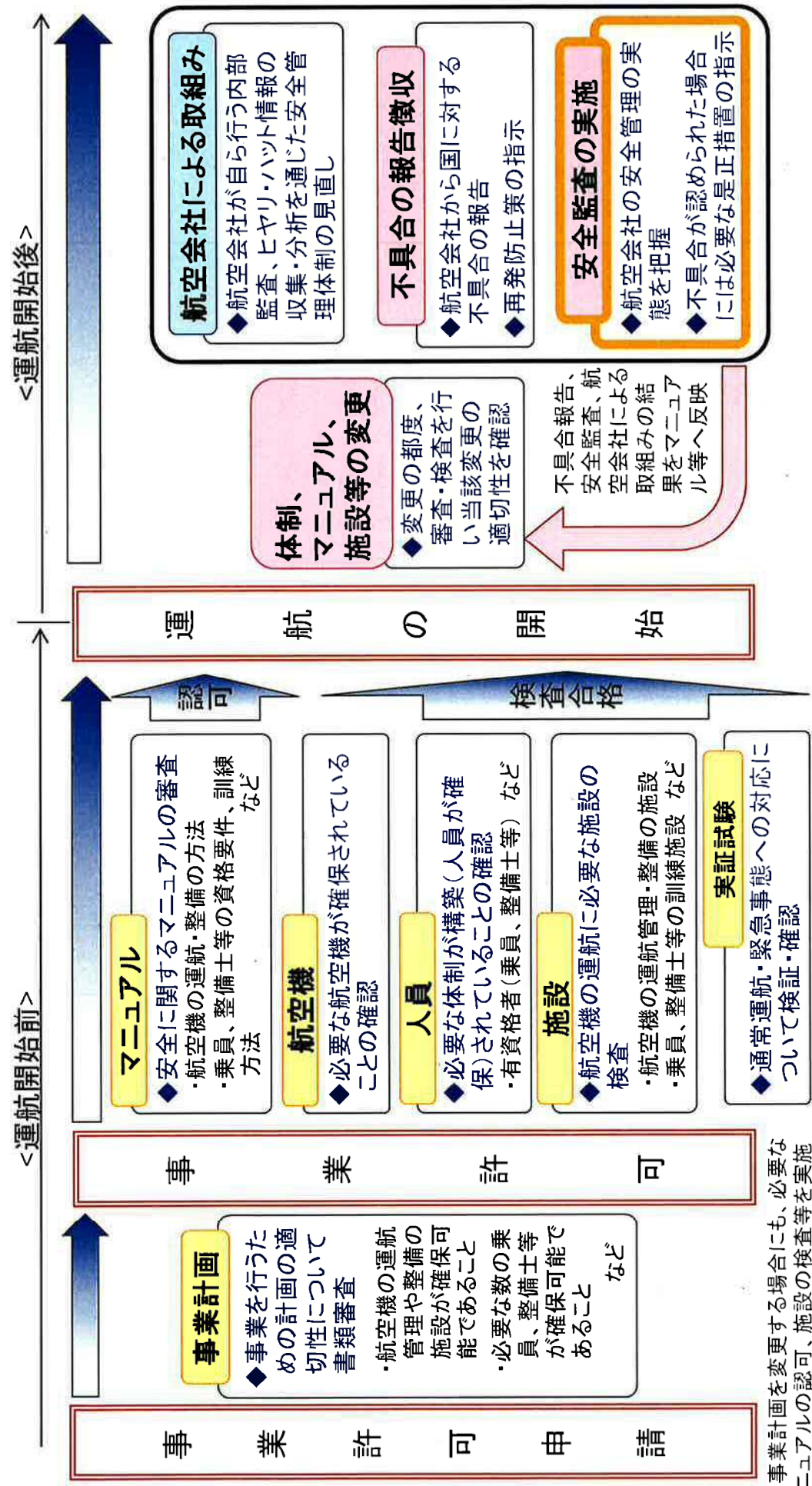


# 羽田空港に乗り入れる航空機(自家用を含む) の安全対策について

---

# 航空会社に対する安全対策(航空会社に対する安全確保の枠組み)

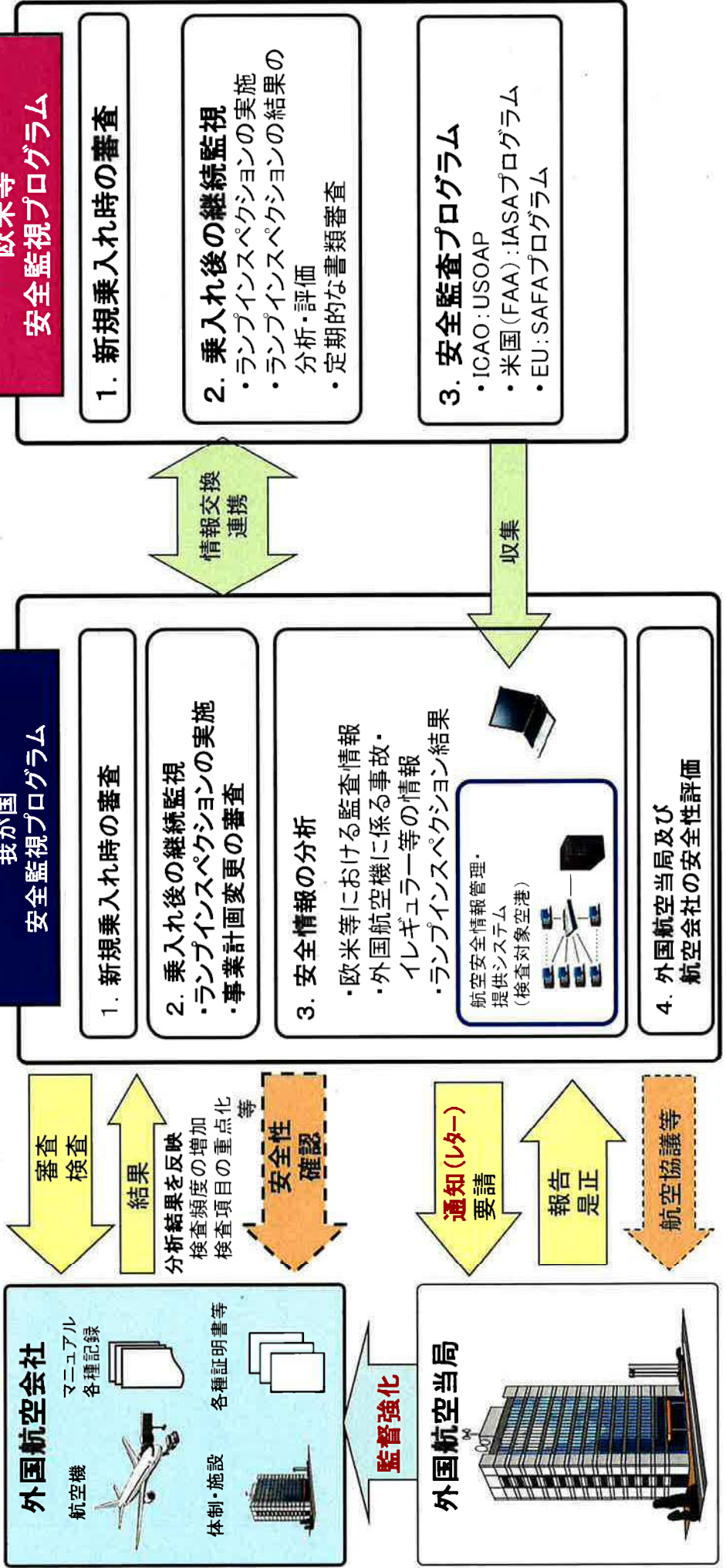


※ 事業計画を変更する場合にも、必要なマニュアルの認可、施設の検査等を実施

# 外国航空機に対する安全対策の概要

## 取り巻く環境

- 外国航空会社に係る安全監督は、第一義的には当該航空会社の所属国の航空当局の責任。
- しかしながら、平成19年9月のICAO第36回総会において、受入国においても外国の運航者が当該外国から十分な監督を受けていることを確保すべきとの決議がなされ、当該決議に基づき平成20年11月に国際民間航空条約附属書が改定され、各国は外国運航者の運航を監視し、安全確保のために必要な措置を講ずるための手順を含むプログラムを策定することとなった。
- 我が国でもランプインスペクションの充実・強化を図るとともに、平成20年4月から外国航空機安全対策官を配置し、外国航空機に対する安全対策の強化を図っているところ。



# 航空安全にかかわる情報の調査・分析・活用

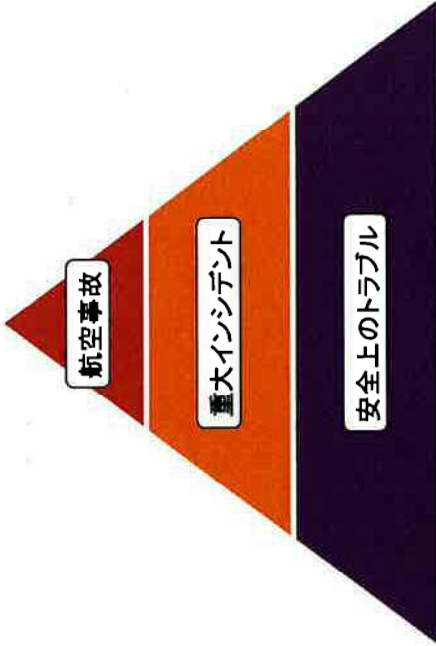
## 航空輸送の安全にかかわる情報を収集・整理・公表するとともに、予防的な安全対策に活用

○ 航空法第111条の4及び第111条の5(施行:平成18年10月1日)

- 航空運送事業者は、航空事故、重大インシデント及び安全上のトラブルが発生したときは、国土交通大臣に事態の概要、不具合の要因分析、再発防止策等を報告しなければならない。(航空機使用事業者にも準用)
  - 国土交通大臣は、毎年度、上記の報告に係る事項、事業改善の命令に係る事項その他輸送の安全にかかわる情報を整理し、公表するものとする。
- 航空局では、毎年6月に専門家及び航空局関係者から構成される航空安全情報分析委員会を開催し、前年度の安全情報等を踏まえて安全性向上のために必要な対策等について審議・検討を行うとともに、「航空輸送の安全にかかわる情報」をとりまとめて公表。
- これに加え、12月にも同委員会を開催し、当該年度上半期の安全情報等に係る審議・検討を行うとともに、安全性向上のための取組みについて進捗を報告し、「航空輸送の安全にかかわる情報の中間報告」をとりまとめて公表。

### 航空法第111条の4に基づき

#### 航空運送事業者から報告された安全情報



航空事故及び重大インシデントについては、将来の事故防止等を目的として、運輸安全委員会も個別に原因を調査

航空事故 : 墜落、衝突、火災、行方不明、人が死傷した事態、航空機が損傷した事態(修理が容易でないもの) 等

重大インシデント : 事故が発生するおそれがあると認められる次の事態

- ✓ 他の航空機が使用中の滑走路における離着陸及びその中止、発動機の破損(破片が当該発動機のケースを貫通)、与圧の異常な低下 等

安全上のトラブル : 事故や重大インシデントには至らないものの、予防安全対策に活用するために報告が必要な事態。  
✓ 航空機が損傷した事態(航空事故に該当しないもの)、システムの不具合、非常用機器等の不具合、規則を超えた運航 等

### 航空安全情報分析委員会

(毎年6月・12月に開催)

航空事業者から報告された安全情報等を踏まえ、安全性向上のために必要な対策等について、有識者を交えて審議・検討

安全情報等の分析

必要な対策の審議・検討

6月: 前年度の安全情報等を踏まえて審議・検討  
12月: 当該年度上半期の安全情報等を踏まえて審議・検討

航空安全情報の公表

予防的な安全対策の推進

- 有識者や実務者等の関係者が一堂に会した「**落下物防止等に係る総合対策推進会議**」における**2018年3月のとりまとめ**を受け、**落下物対策を充実・強化**。
- 今後も、**関係者が一丸となって、落下物対策を充実**。

## 未然防止策の徹底

### 「落下物防止対策基準」の策定（新規）

本邦航空公司及び日本に乗り入れる外国航空公司に、落下物防止対策の事業計画への記載を義務づけ

- ・航空法施行規則の改正（2018年8月） 通達発出（2018年9月）
- ・施行：本邦社（2019年1月15日）、外航社（2019年3月15日）



### あらゆるチャネルを通じた未然防止策の徹底

- ① **対策事例をまとめた「落下物防止対策集」を作成（新規）**  
・作成・公表（2018年1月）
- ② 内外の航空公司社に対して未然防止策を徹底



ICA01において周知（2018年6月8日）

### 駐機中の機体チェックの強化

- ① 外国航空機に対する検査を羽田空港、成田空港に重点化
- ② 空港管理者による新たなチャエック体制の構築

- ・成田空港では2017年3月から、羽田空港では2019年3月から運用開始（航空機検査官が対応）
- ・検査官のノウハウを活用し、検査実施者と補助要員から構成されるチームを編成し、月100機程度の機体チェックを実施。

## 事案発生時の対応強化

### 補償等の充実（新規）

- ① 被害者救済制度の拡充
  - ・羽田乗り入れ便への加入の義務化（60%→100%に引き上げ）
  - ・全国の空港への横展開
- ② 補償費立替えの枠組みを構築
- ③ 見舞金制度の創設

- ・航空法施行規則の改正・公布（2018年8月）
- ・所要の要領等作成済み
- ・運用開始：2019年夏ダイヤ（2019年3月30日）

### 航空公司社に対する処分等

落下物の原因者である航空公司社（本邦社及び外航社）に対して処分等を行う。航空機の整備や落下物防止対策基準の遵守状況等を踏まえ措置する。

- ・本邦社：落下物事案にも適用される処分基準を策定（2018年3月）
- ・外航社：本邦社に準ずる内容で対応

### 情報収集・分析の強化

- ① 落下物情報の収集強化（空港事務所、警察）
  - ・落下物処理要領を策定（2017年6月）
- ② 落下物認定の確度向上のための技術力向上
  - ・氷塊の成分分析の精度向上
- ③ 外航社を含めた部品脱落の報告制度の拡充

- ・羽田についても報告制度の対象とAIPに掲載（2017年11月）

# 落下物防止対策基準の策定

- 2018年9月に、落下物防止対策基準を制定・公布
- 2019年1月15日に本邦航空会社、同3月15日に日本に乗り入れる外国航空会社に落下物防止対策基準が義務化

## 基準の位置付け

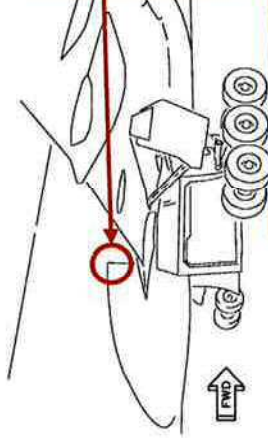
- 航空会社は、航空法に基づき、事業計画を提出  
→国は、提出された計画を審査し、基準に適合する場合には、事業許可を与える  
→航空会社には事業計画を遵守する義務
- 事業計画の記載事項に落下物防止対策を追加するよう、関連法令を平成30年8月に改正  
→航空会社は、事業計画に基づき、落下物防止対策基準に適合する対策の実施が義務付けられる
- 落下物防止対策は国際基準にもなく、世界的に類を見ない我が国独自の基準

## 基準の適用対象

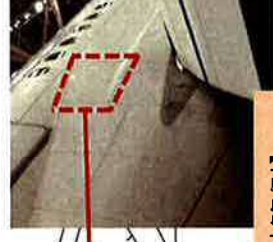
本邦航空会社及び日本に乗り入れる外国航空会社

## 基準の内容

- 落下物防止対策として、ハード・ソフトの双方の観点から対策を新たに義務付け  
【ハード面】機体の改修等  
【ソフト面】整備・点検の実施、教育訓練、部品脱落・水塊落下が発生した場合の原因究明・再発防止の検討体制の構築等



【ハード面の対策例】  
機体の改修



【ソフト面の対策例】  
整備・点検の実施



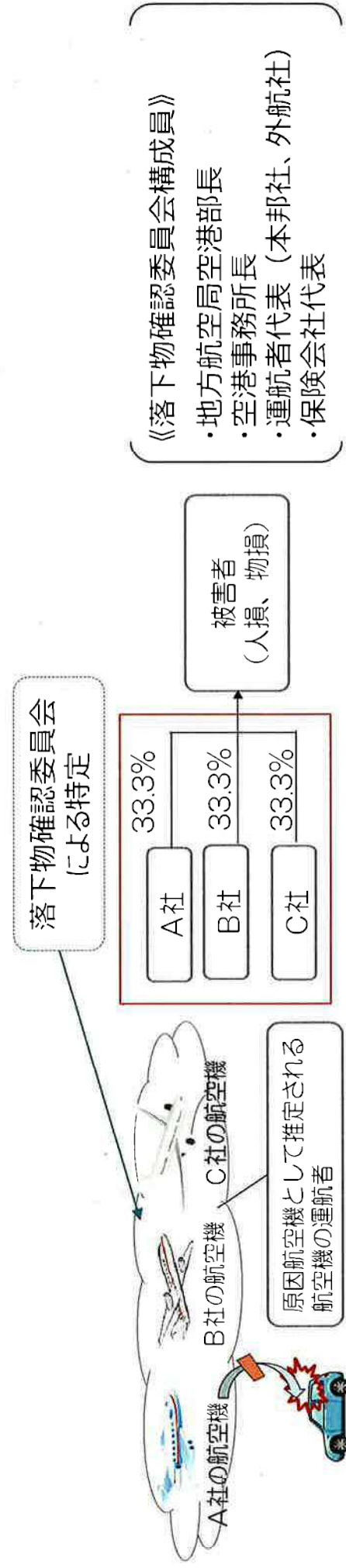
## 基準の適用スケジュール

- 本邦航空会社：2019年1月15日より適用
- 外国航空会社：2019年3月15日より適用

## 航空機落下物に係る補償等の充実

- 落下物被害の原因者を一に特定出来ない場合に原因航空機と推定される航空機の使用者により連帯して補償する制度(被害者救済制度)を拡充。航空会社に対して加入を義務化。
- 速やかな被害者救済の実現等のため、羽田空港の離着陸機による落下物被害に係る修繕等の費用を立て替える制度を創設。
- 被害に対する賠償とは別に、落下物に起因する物損等の被害に対する見舞金制度を創設。
- 上記については、2019年3月30日より開始。

### 被害者救済制度の適用イメージ



# 落下物防止に向けた航空会社の取組

本邦航空会社及び日本に乗り入れられる外国航空会社は、2018年9月に制定した「部品等脱落防止措置に関する技術基準（落下物防止対策基準）」に従って、落下物に関する情報の収集・分析・評価、機体の改修・整備・点検の実施、教育訓練を行い、落下物防止に取り組んでいる。

## 具体的な取り組みの事例

### 情報の収集・分析・評価

- 自社の落下物事例に加え、メーカーや他社からの落下物情報についても幅広く収集し分析。
- 世界中の部品脱落の状況について広く情報入手するとともに、メーカーに対し対策強化を求めめることを目的に、メーカー、航空局、航空会社（外航を含む。）が一同に会する部品脱落対策会議を定期的に開催。



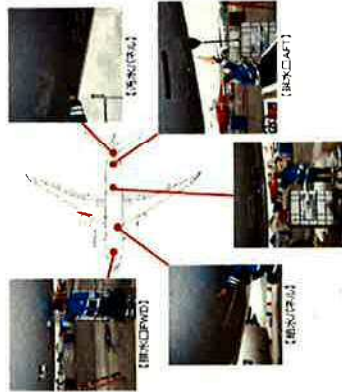
部品脱落対策会議の様子

### 機体の改修・整備・点検

- 落下物防止対策基準に基づき、メーカーで開発された改良型部品への交換を実施。



- グランドハンドリングのスタッフに対し、氷塊の落下防止のために注意すべき項目をマニュアル化し、点検を徹底。



### 教育訓練の徹底

- 落下物防止対策に関する教育訓練・啓発ビデオを用いて、社員の教育訓練を実施。
- 脱落しやすい部品のポスターを掲示し、整備士等に注意喚起。





## JAPAN

MINISTRY OF LAND, INFRASTRUCTURE,  
TRANSPORT AND TOURISM  
CIVIL AVIATION BUREAU

AERONAUTICAL INFORMATION SERVICE CENTER

AIC

Nr 007/19  
28 FEB 2019

Tel: +81-476-33-5811  
Fax: +81-476-33-5509  
AFTN: RJAAYNYX  
E-mail:  
helpdesk@ais.mlit.go.jp

007/19

## 自家用航空機による空港使用について

空港管理者は航空機の使用者に対して以下の事項を確認する。

## 1. 航空機落下物防止対策について

平成 31 年 3 月 30 日から適用空港 1 において空港管理者は以下の事項を確認する。

飛行機（最大離陸重量が 5,700kg を超える飛行機をいう。以下同じ。）の運航に伴う部品等の脱落の発生を防止するための措置を講じていることを約する誓約書に、使用の届出に係る飛行機の使用者が署名していること。

飛行機の使用者は空港使用の届出の際に「落下物防止対策を講じること」を約する誓約書（別紙 1 参照）に署名し、提出すること。

## 適用空港 1

RJAA/ 成田国際, RJBB/ 関西国際, RJOO/ 大阪国際,  
RJGG/ 中部国際, RJTT/ 東京国際, RJCC/ 新千歳, RJCW/ 稚内,  
RJCK/ 釧路, RJCH/ 函館, RJSS/ 仙台, RJSN/ 新潟, RJOA/ 広島,  
RJOT/ 高松, RJOM/ 松山, RJOK 高知, RJFF/ 福岡, RJFR/ 北九州,  
RJFU/ 長崎, RJFT/ 熊本, RJFO/ 大分, RJFM/ 宮崎,  
RJFK/ 鹿児島, ROAH/ 那覇, RJCO/ 札幌丘珠, RJAH/ 百里,  
RJNK/ 小松, RJOH/ 美保, RJOS/ 徳島, RJSM/ 三沢,  
RJOL/ 岩国, RJJOY/ 大阪八尾

## 2. 航空機落下物被害者救済について

平成 31 年 3 月 30 日から適用空港 1 において空港管理者は以下の事項を確認する。

航空機の運航に伴う部品等の脱落により、人の生命、身体又は財産に損害が生じた場合において、その部品等の脱落を伴う運航に使用された航空機に該当する蓋然性が相当程度高いものとして国土交通省地方航空局に設置する落下物確認委員会が決定する航空機に自ら使用する航空機が含まれる場合に、推定航空機の数に応じて按分して補償することを約する協定書の取り決め、使用の届出に係る航空機の使用者が同意していること。

航空機の使用者は空港使用の届出の際に「航空機落下物による被害の救済に関する協定書」（別紙 2 参照）の取決めについての同意確認書を提出すること。

## 3. 保険その他の条件について

適用空港 2 の空港管理者は以下の事項を確認する。

i) 航空機が、航空保険（第三者賠償責任保険）に加入していること。（但し、官公庁等による使用及び緊急時等の場合を除く）

ii) 法令の違反その他空港管理上支障がないよう使用すること。

007/19

## Regarding conditions for the use of aerodromes by private flights

Airport administrators confirm aircraft operators items as follows

## 1. Measures to Prevent Objects Falling off Airplane

At applied aerodromes<sup>1</sup>, airport administrators shall confirm the following from 30 MAR 2019.

Operators of airplanes (airplanes with a maximum takeoff weight of more than 5,700 kg; hereinafter the same) shall sign the Statement to take the measures to prevent objects falling off airplanes.

Airport administrators shall confirm that airplanes operators sign and submit the "Statement to Prevent Objects Falling off Airplanes" (See ATTACHMENT 1) at the time of the submission of a notification of the use of the aerodrome.

## Applied aerodromes 1:

RJAA/ Narita INTL, RJBB/ Kansai INTL, RJOO/ Osaka INTL,  
RJGG/ Chubu Centrair INTL, RJTT/ Tokyo INTL,  
RJCC/ New Chitose, RJCW/ Wakkanaï, RJCK/ Kushiro,  
RJCH/ Hakodate, RJSS/ Sendai, RJSN/ Niigata,  
RJOA/ Hiroshima, RJOT/ Takamatsu, RJOM/ Matsuyama,  
RJOK Kochi, RJFF/ Fukuoka, RJFR/ Kitakyushu,  
RJFU/ Nagasaki, RJFT/ Kumamoto, RJFO/ Oita,  
RJFM/ Miyazaki, RJFK/ Kagoshima, ROAH/ Naha,  
RJCO/ Sapporo Okadama, RJAH/ Hyakuri,  
RJNK/ Kanazawa/Komatsu, RJOH/ Miho,  
RJOS/ Tokushima, RJSM/ Misawa, RJOL/ Iwakuni,  
RJJOY/ Osaka/Yao

## 2. Relief system for damaged party by falling objects from aircraft

At applied aerodromes<sup>1</sup> airport administrators shall confirm the following from 30 MAR 2019.

On the assumption of the damage to human life and body or property to be caused by falling objects from aircraft in operation, operators of aircraft applied for the use shall agree to the arrangements of the Memorandum of Agreement which undertakes the compensation in proportion to the number of aircraft, when the aircraft of its own use is included in the aircraft identified as highly probable aircraft used for the operation with falling objects by the Falling Object Confirmation Committee established in Regional Civil Aviation Bureaus of MLIT.

Airport administrators shall confirm that aircraft operators agree to the arrangements of the "Memorandum of Agreement on Relief for Damage caused by Falling Objects from Aircraft" (See ATTACHMENT 2) by the signature of the notification of the use at the time of its submission.

## 3. Insurance and other conditions.

At applied aerodromes<sup>2</sup> Airport administrators shall confirm the following:

i) Aircraft shall be insured by the aviation insurance (the third party liability insurance) except flights by the government or for emergency purpose.

ii) Avoid law violation and interference on airport administration when in use.

ii) 雇出者が、空港を使用した行為により、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者でないこと。

ii) No person who has been sentenced to a penalty of imprisonment or more severe punishment for violation of any relative laws of using airport, and less than two years have passed since completion of the sentence or since it was suspended.

適用空港 2

RJTT/ 東京国際, RJCC/ 新千歳, RJCW/ 稚内, RJCK/ 釧路, RJOH/ 函館, RJSS/ 仙台, RJSN/ 新潟, RJOA/ 広島, RJOT/ 高松, RJOM/ 松山, RJOK/ 高知, RJFF/ 福岡, RJFR/ 北九州, RJFU/ 長崎, RJFT/ 熊本, RJFO/ 大分, RJFM/ 宮崎, RJFK/ 鹿児島, ROAH/ 那覇, RJCO/ 札幌丘珠, RJAH/ 百里, RJNK/ 小松, RJOH/ 美保, RJOS/ 徳島, RJSM/ 三沢, RJOI/ 岩国, RJOY/ 大阪八尾

Applied aerodromes 2:

RJTT/Tokyo INTL, RJCC/ New Chitose, RJCW/Wakkanai, RJCK/Kushiro, RJCH/Hakodate, RJSS/Sendai, RJSN/Niigata, RJOA/Hiroshima, RJOT/Takamatsu, RJOM/Matsuyama, RJOK/Kochi, RJFF/Fukuoka, RJFR/Kitakyushu, RJFU/Nagasaki, RJFT/Kumamoto, RJFO/Oita, RJFM/Miyazaki, RJFK/Kagoshima, ROAH/Naha, RJCO/Sapporo Okadama, RJAH/Hyakuri, RJNK/Komatsu, RJOH/Miho, RJOS/Tokushima, RJSM/Misawa, RJOI/Iwakuni, RJOY/Osaka Yao

4. 問い合わせ先窓口

1. 航空機落下物防止対策について

国土交通省 航空局 安全部 航空機安全課  
TEL: 03-5253-8735  
FAX: 03-5253-1681

2. 航空機落下物被害者救済について及び

3. 保険その他の条件について

国土交通省 航空局 航空ネットワーク部  
航空ネットワーク企画課  
TEL: 03-5253-8715  
FAX: 03-5253-1658

4. For further information

1. Measures to Prevent Objects Falling off Airplane

Airworthiness Division, Aviation Safety Department,  
Civil Aviation Bureau  
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism  
TEL: +81-3-5253-8735  
FAX: +81-3-5253-1681

2. Relief system for damaged party by falling objects from aircraft  
and 3. Insurance and other conditions

Airport Safety Office, Planning Division, Aviation Network  
Department, Civil Aviation Bureau  
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism  
TEL: +81-3-5253-8715  
FAX: +81-3-5253-1658